

規 約

(2003年8月28日-30日ノルウェー、スタバンガー開催第3回世界大会にて修正)



国際化学エネルギー鉱山一般労連

目次

名称	3
目的・方法	3
加盟	4
加盟費	6
執行諸機関	7
大会	7
臨時大会	8
執行委員会	9
三役会議	11
書記長	12
会計監査委員	12
業種別部会	13
専門委員会	13
地域別組織	13
加盟組織の義務	14
組合員資格の移籍	14
その他	15
付記 I	16
付記 II	17

名称

第1条

- (1) この国際産業別組織の名称は次の通りである。

INTERNATIONAL FEDERATION OF CHEMICAL, ENERGY, MINE and GENERAL WORKERS' UNIONS

(国際化学エネルギー鉱山一般労連)

この規約の中では『連盟』と略称される。

- (2) 各国語の名称は以下の通りである。
- (a) ドイツ語: Internationale Föderation der Chemie-, Energie-, Bergbau- und Fabrikarbeitergewerkschaften.
 - (b) フランス語: Fédération Internationale des Syndicats de Travailleurs de la Chimie, de l'Energie, des Mines et des Industries Diverses.
 - (c) スウェーデン語: Internationella kemi-, energi-, gruv- och fabrikarbetarefederationen.
 - (d) スペイン語: Federación Internacional de Sindicatos de Trabajadores de la Química, Energía, Minas e Industrias Diversas.
 - (e) 日本語: 国際化学エネルギー鉱山一般労連
 - (f) ロシア語: Международная федерация профсоюзов работников химической промышленности, энергетики, горняков и разнорабочих
- (3) 各国語共通の略称は I C E M とする。

目的・方法

第2条

連盟の目的は、加盟組合員の人種、国籍、性別、及び宗教の相違にかかわらず、第4条にかかげる諸産業内の世界各国の労働者組織を結集し、政治的、経済的な独立と、民主主義を基礎にこれらの組織を団結させ、以下の事項を実現するために強力な国際組織を創ることである。

- (a) これらの諸組織に所属する労働者の経済的、社会的、環境的、文化的利益を擁護、伸長させる。
- (b) あらゆる形態の労働者搾取に反対する加盟組織の闘いに対して、必要な時はいつでも支援するとともに、社会公正の実現と経済的福祉の向上をめざす加盟組織の活動を助長させる。
- (c) 労働者の国際連帯を伸長させる。

第3条

これらの諸目的を達成するために、連盟は、

- (a) 加盟組織間の密接な協力と友好関係を確立、伸長させ、
- (b) 労働組合が存在しないか、あるいはきわめて弱体である諸国における労働組合の組織化の努力を支援し、労働争議の場合に未組織労働者の使用に反対し、
- (c) 組織化、情報及び教育訓練の分野において加盟組織の力を強めるためのあらゆる努力を行い、
- (d) 加盟組合員の生活水準及び労働条件を改善するための加盟組織の闘争を支援し、
- (e) 定期刊行物及びその他文書・報告書を含む、コミュニケーション及び情報の発信源や経路を、加盟組織に対して、また加盟組織間に提供し、
- (f) 可能な、かつ実効ある、あらゆる方法により加盟組織の関心に関連した情報を収集、配布し、
- (g) 産業部会世界会議を開催し（第30条参照）、
- (h) 政府、経営者、あるいはその他の組織による攻撃から加盟組織を保護し、
- (i) 労働争議の時には、加盟組織に連帯並びに支援を供与する。このような援助活動の性質及び形態については執行委員会が決定する。
- (j) 次の諸組織と関係を維持する。

- i) 国際産別組織 (ITS)
 - ii) 国際自由労連 (ICFTU)
 - iii) 国際労働機関 (ILO)
 - iv) 連盟の諸目的と同質の諸目的を追求する他の国際諸組織
- (k) 加盟組織および働く人々全体の利益を守るため、その他必要な諸策を遂行する。

加盟

第4条

- i) 連盟に加盟する資格を有する組織は、次の産業に就労する労働者を組織し、彼らを代表する、自主的かつ民主的な労働組合とする。
エネルギー産業
すべての鉱業および採石産業
化学産業及びバイオ科学産業
パルプ及び製紙産業
ゴム産業
ガラス、セラミック、セメントおよび関連産業
環境サービス産業
上記の産業に従事する科学職、専門職、監督職、技術職、総合職、事務職
他の国際産別組織 (ITS) の組織対象に入らない業務提供職種及びその他の産業
- ii) 上述の産業は加盟組織の規約に規定されているか、またはそれらの規約の付記に規定されているものとする。

第5条

連盟への加盟を承認するための前提条件は次のとおりである。

- (a) 組織内及び対外関係において民主主義的諸原則を遵守することに同意する組織であること。
- (b) 加盟申請は、ICEM 組織対象となる産業に雇用されている組合員全員をもって行われること。
- (c) 執行委員会の合意なしに他の国際労働組合組織に所属しない組織であること。
- (d) 連盟の規約及び決定を遵守する組織であること。

第6条

- i) 執行委員会の裁量で、次回の大会の批准を必要とすることを前提に、正規の加盟組織として加盟するための基準は満たしていないが、民主的な方向に組織の機構や運営管理を改革する過程にある組織は、準加盟組織として、執行委員会が加盟を受理することができる。
- ii) 上記の手続きの結果、準加盟組織としての地位で受け入れられた組織は連盟より情報並びに訓練援助を受け、諸委員会、諸会議及び大会にオブザーバーとして出席する資格が与えられるが、連盟の規約に規定されている執行機関において表決し、委員候補者を推薦する権利はない。
- iii) 準加盟組織として加盟が認められた労働組合はその改革進展状況に関する年次報告書を ICEM 執行委員会に提出するものとする。これらの報告書は他の関連ある事実事項とともに、執行委員会が該当組織の準加盟の地位について毎年再検討する際の基礎とする。

第7条

- i) 加盟申請は、連盟によって課せられた義務を遂行する旨を確認し、文書によって連盟書記局に提出するものとする。
- ii) 執行委員会はすべての加盟申請について決定を下し、その決定は大会に報告して批准を求めるものとする。
- iii) 当該組織は、執行委員会によって承認された日より、その加盟上の地位に従って、加盟組織としての利益と権利を全て享受し、責任をすべて引き受けるものとする。

第8条

連盟の規約及び執行諸機関の決定によって生じる義務以外には、連盟の加盟組織として承認された組織は、その完全な自主性を保持するものとする。

第9条

- i) 連盟からの除名は、連盟の執行委員会または大会の決定のみによって、これを行うことができる。但し、以下の組織に限る。
 - (a) 当該組織が1年間加盟費を滞納し、この点についての再三の催促にも関わらず、その財務的義務を果たさないとき。
 - (b) 連盟の規約や諸決定に違反し、また連盟の利益に反する行動をとったとき。
- ii) 執行委員会の決定に対する異議申し立ては、この決定を行った執行委員会後に開かれる最初の大会に提出することができる。異議申し立ての期間中は、当該組織の権利と義務は停止される。

加盟費

第10条

- i) 加盟費は、準加盟組織の地位にある組織を除き、すべての加盟組織がこれを納入するものとする。
- ii) 大会は加盟費の額を決定する。加盟費は、各国の経済及び社会情勢を配慮した以下の基準により、前年度末現在の加盟組織の組合員数を基礎に賦課される。
 - グループA： 組合員一人当たり、合意レートの100%
 - グループB： 組合員一人当たり、合意レートの50%
 - グループC： 組合員一人当たり、合意レートの25%

加盟組織として認められた労働組合は執行委員会の決定により上記の何れかのグループに分類される。加盟費支払いについての分類については大会がこれを批准するものとする。

- iii) 上記の方式に従って加盟費を納入した場合、A、B、及びC、に分類される加盟組織は加盟費納入組合員分の割合で大会において完全な表決権を行使する資格を持つものとする。
- iv) 加盟費は毎年（暦年）の前半期中に納入されなければならない。年の中途に加盟が承認された組織は、加盟が承認された日から比例した加盟費分を支払うものとする。
- v) 財政困難のため、加盟組織がその加盟費を支払うことができない場合、一部あるいは全額の加盟費納入免除を申請することができる。その場合は、加盟費納入免除申請とともに、財政困難を証明する文書を書記局宛に送付する

ものとし、書記局は必要な情報を要求する権利を有する。加盟費納入免除 については執行委員会がこれを決定する。加盟費の一部あるいは全部の納入 免除が与えられた場合、当該加盟組織の大会における表決権はこれに従い調 整される。加盟費の納入免除は、申請した年、1年間適用されるものとする。

執行諸機関

第11条

連盟の執行諸機関は次のとおりである。

- (1) 大会
- (2) 執行委員会
- (3) 三役会議
- (4) 書記局

大会

第12条

- i) 連盟の最高機関は大会であり、少なくとも4年に1回開催される。2007年度の世界大会は2007年11月末までに開催するものとする。
- ii) 執行委員会は大会の開催の日時を決定し、開催地を選定する。

第13条

- i) 連盟の書記長は少なくとも大会開会日の6カ月前に大会開催の通知をしなければならない。
- ii) 大会の議題について提案があるときは、少なくとも開会日の4カ月前にこれを書記局に提出しなければならない。
- iii) 大会の議題、並びに大会に提出される報告書及び提案は少なくとも開会日 2カ月前に加盟組織に送付されるものとする。
- iv) 提案に対して修正があるときには、少なくとも開会日の1ヶ月前にこれを書記局に提出しなければならない。
- v) すべての加盟組織（準加盟組織は除く）及び執行委員会は大会に対して提案を行うことができる。
- vi) 大会期間中に提出される提案については、少なくとも5カ国以上の支持がない限り、これを大会審議に付すことはできない。

第14条

- i) 定期大会の任務は次のとおりである。
 - (a) 提出された諸報告の審議
 - (b) 規約修正案及びその他の提案の審議
 - (c) 年間加盟費の決定
 - (d) 連盟の本部所在地の決定
 - (e) 職権上執行委員も兼任する会長及び16名の副会長の選挙、及び書記長の選挙
 - (f) 内部会計監査委員4名の選挙
- ii) 連盟内の選任された地位には、書記長と副書記長を除いて加盟組織に地位を持つ者のみが資格を有する。
- iii) 加盟組織を退任した役員は選出されることはできない。
- iv) 副会長は大会において選出されるものとし、関係各地域組織は以下の通

り、副会長候補者を推薦すものとする。

西欧	4名
北欧	2名
北米	2名
アジア太平洋	2名
中欧	1名
東欧・中央アジア・コーカサス	1名
アフリカ	1名
ラテンアメリカ	1名

上記の他、連盟の女性部会の議長と第一副議長は連盟副会長候補として推薦され、大会において選出されるものとする。

第15条

- i) 加盟組織は、第10条に準じ大会から大会までの各年度に納入された加盟費額の年間平均に基づいた組合員数を基礎とし、加盟費納入人員各5000人毎またはその端数につき1票の表決権が与えられる。大会と大会の間に連盟の加盟組織となった組織の場合は、この加盟費納入額の年間平均は当該組織が加盟年月に比例して計算されるものとする。
- ii) 重大な理由のために大会に代表を送ることができない加盟組織は、大会に代表を送っている他の組織に表決を委任することができる。但し、この旨、文書によって書記局に通知しなければならない。
- iii) 大会代議員の経費は関係加盟組織が支払うものとする。執行委員会が正当な理由があり、財政が許すと決定した場合、同委員会は例外を認めることができる。

臨時大会

第16条

- i) 臨時大会は執行委員会の決定、または加盟組織の過半数の要請があった場合に召集される。
- ii) 加盟組織は臨時大会の開催日時と場所ならびに召集の理由について速やかに通知を受ける。
- iii) 臨時大会も定期大会と同じ規則の適用を受ける。

執行委員会

第17条

- i) 執行委員会は以下をもって構成される。
 - (a) 第18条および19条に規定された、あるいは大会で指名された国もしくは国のグループの代表
 - (b) 連盟の会長および副会長
 - (c) 書記長
- ii) 国もしくは国グループの指名に当たっては連盟の加盟組織の地域、国内、及び産業の代表性を反映させるものとする。
- iii) 項目(1.(a))に該当する加盟組織は正委員に代わる予備委員を任命する。執行委員会に出席できない委員は、その予備委員に本人の代理として出席するよう要請するものとする。
- iv) 執行委員会の正委員が、いかなる理由にせよ、執行委員を辞任する場合、もしくは他の理由により予備委員を辞任する場合には、その委員が代表する組織は速やかにその後任者を指名しなければならない。
- v) 採決が有効になるためには、執行委員の少なくとも半数が出席していかなければならない。賛否同数の場合には、会長がこれを決定する。

第18条

執行委員会において代表性を反映するため、同委員会に代表を送る地域として、地理的、歴史的、文化的基準を基礎に以下の国のグループを指定する。

アジア・太平洋
中部及び南部アフリカ
北アフリカ及び中近東
北米
中南米およびカリブ海
中欧
東欧・中央アジア・コーカサス
西欧
北欧

第19条

i) 執行委員会議席数は当該地域から連盟に全額納入した加盟組合員数を基に、次の納入額予定に従って、第18条の規定されている各地域組織に割り振られるものとする。当該加盟組織数は世界大会開催年度までの3年間に納入した加盟組合員数の平均を、あるいは前の世界大会以降に連盟に加盟した組織の場合は納入された加盟人員数分の比例割当を基に算出されるものとする。

加盟費納入人員 50,000名まで	1議席
50,001名から150,000名まで	2議席
150,001名から300,000名まで	3議席
300,001名から500,000名まで	4議席
500,001名から750,000名まで	5議席
750,001名から1,000,000名まで	6議席
1,000,001名から1,500,000名まで	7議席
1,500,001名から2,000,000名まで	8議席
2,000,000名以上	50万名ごとに1議席追加する。

ii) 各地域組織内の諸国間の定数議席の振り分けは当該地域内の加盟組織の表決により決定するものとする。その場合、世界大会開催年までの3年間に実際に納入した加盟組合員数の平均を、あるいは前の世界大会以降に連袂に加盟した組織の場合には実際に納入された加盟人員数分の比例割当を基に表決するものとする。

iii) **それぞれ代表する地域は以下にそい、女性のみを対象にした執行委員議席を配分するものとする。**

加盟費納入人員	1,000,000名まで	1議席
1,000,000名以上	2議席	

当該議席の誠意院及び予備委員は、上記19条(2)項に規定されるように、実際に加盟日を納入した加盟人員数を基に地域内の加盟組織の表決により選出されるものとする。

iv) ICEM 産業部会世界会議で選出された各部会議長は ICEM 執行委員会の特別委員となる。

第20条

執行委員会は大会から次の大会までの期間、連盟の最高機関であり、次の義務を有する。

- (a) 三役会議、書記局及び会計監査委員の報告の審議
- (b) 加盟申請並びに除名に関する提案の審議
- (c) 加盟費納入の一部あるいは全額免除の申請に関する審議と決定
- (d) 大会の諸決定の実施、連盟の他の諸活動の遂行を指揮し、書記長及び三役会議に対して必要な指示の授与
- (e) 次の大会までの期間に会長もしくは副会長に空席が生じた場合、執行委員内での当該役員の指名
- (f) 次の大会までの期間に内部会計監査委員に空席が生じた場合、当該委員の指名

第21条

- i) 執行委員会は年1回定例会議を開催する。開催日程は少なくとも、委員会開会日の4週間前までに委員に通知されるものとする。
- ii) 臨時執行委員会は、三役会議が必要と認めた場合、もしくは執行委員会の3分の1の委員からの要請があった場合、これが召集されるものとする。
- iii) 執行委員会はその定例会議の開催期日及び場所を決定し、三役会議は臨時会議の開催期日及び場所を決定する。
- iv) 執行委員会のすべての議事は記録されるものとする。議事録の写しは執行委員と会計監査委員に送付されるものとする。
- v) 執行委員は少なくとも定例会議開催の1週間前に、会議で取り扱われる議案草案及び諸課題に関する報告文書入手できるものとする。会議開催日近くになって発生した緊急事項、あるいは重要事項については例外とする。

第22条

執行委員が執行委員会に出席するために生じた経費は関係加盟組織が負担するものとする。正当な理由があり、また財政的に可能であると執行委員会が決定した場合、委員会は例外を認めることができる。

三役会議

第23条

- i) 三役会議は、連盟の執行委員を兼任する会長、副会長、及び書記長、により構成される。
- ii) 三役会議は連盟の諸活動を指導し、大会及び執行委員会の諸決定を遂行する責任を有する。
- iii) 三役会議は財務運営規則の確立、銀行業務委任事項の承認、予算の承認について責任を負うものとする。
- iv) 必要な場合、三役会議は連盟に関係するすべての問題についてイニシアチブを取り、それについて執行委員会に対して報告するか、あるいは執行委員会に対し必要な提案を行うものとする。
- v) 三役会議は、連盟の執行委員会の代表を、何れの加盟組織の大会、またはその他の会議に派遣するかを決定する。
- vi) 三役会議は会長が必要と考える時、あるいは三役会議の過半数が要請する時はいつでも開催されるものとするが、少なくとも年2回開催されるものとする。三役会議の議事録は記録され、その写しは執行委員及び会計監査委員に送付される。

書記長

第24条

- i) 書記局の運営は書記長に委任される。書記長は三役会議と協議の上、書記局員を任命する。
- ii) 書記長は三役会議、執行委員会及び大会に対して自らの活動の責任を負う。
- iii) 書記長は、連盟の定期刊行物を編集、発行する。
- iv) 書記長は、連盟の財務を管理し、会計報告を作成するとともに、会計年度終了後できるだけ速やかに、会計簿を会計監査委員会の監査のために提出する責任を負うものとする。

第25条

大会と大会の間に書記長が辞職するか、あるいはその職務遂行に何等かの支障が生じた場合、執行委員会は次の大会まで空席を埋めるものとする。

第26条

書記長、および書記局職員の報酬及び年金、その他の雇用条件は三役会議が決定する。

第27条

三役会議において決定されないかぎり、連盟の代表者署名は書記長が行うものとする。小切手及びその他の財務支払い書は、書記長とともに財務管理担当の上級職員、あるいは三役会議が任命した他の書記局員によって署名されるものとする。

会計監査委員

第28条

- i) 内部会計監査委員会の委員の内、最小限2名は公認された公定会計監査委員とともに、少なくとも年一回、連盟の会計簿記を監査し、合法かつ適正な方法で会計簿に記帳され、三役会議、執行委員会及び大会の決定に従った経済活動が行われていることを確認する。
- ii) 公定会計監査委員は三役会議によって任命される。
- iii) 会計監査委員会は会計簿監査を三役会議、執行委員会及び大会に報告する。

業種別部会

第29条

- i) 執行委員会は、加盟組織の組織対象範囲内の特定産業または産業群を対象として、業種別部会及びその他の部会を設置する権限を有する。
- ii) 当該諸部会の新設は大会の批准を得なければならない。
- iii) 当該部会の一つとして女性部会が設けられる。
- iv) 部会は該当労働者を組織対象とする加盟組織の代表によって構成される。
- v) 部会の任務と権限は執行委員会が定め、大会の承認を受けなければならない。

第30条

- i) 執行委員会は、部会総会の定期的開催について決定する。但し、各部会は大会と大会の間の期間に少なくとも一回開催されるものとする。部会総会は書記局が三役会議と、また必要であれば、総会代議員と協力して準備する。
- ii) 各部会の議長は、大会後に開催される第一回目の総会において選出されるものとする。
- iii) 部会総会に出席する各加盟組織につき1票の表決権が与えられる。
- iv) 部会総会の決定は、議長の選出を除いて、承認を受けるため、執行委員会あるいは大会に提出されるものとする。

専門委員会

第31条

執行委員会は、特定問題の審議及び検討のため、専門委員会を設けることができる。当該諸委員会は諮問機関としての機能を果たし、当該委員会に付託された問題についてのすべての決定は、執行委員会あるいは大会が行うものとする。

地域別組織

第32条

- i) 執行委員会及び・あるいは大会の決定により、連盟組織内に地域別組織を設置することができる。
- ii) 当該地域別組織は連盟の組織機構の一部であるが、連盟の一般政策方針を遵守する範囲において、関連地域内の問題及び政策方針については自治性を有するものとする。当該地域別組織は独自の規約を定め、連盟の原則に準じて設置されるとともに、執行委員会及び・あるいは大会はこれを承認するものとする。
- iv) 執行委員会は、地域別組織運営のための財務的条件を決定し、地域別組織はその活動経費の充当のため、地域別組織加盟費を徴収する権利を有する。

加盟組織の義務

第33条

- i) 連盟に加盟する組織は、毎年4月1日までに前年度における活動についての報告書を書記局に送付するものとする。当該報告書には、12月31日現在の組合員数、就労停止を伴った、もしくは伴わない賃金闘争等の事項が記載される。
- ii) 加盟組織は、連盟の他の加盟組織が関心を持つと思われる諸活動に関する諸事件（特に重要な労働争議）について定期的に情報を書記局に送付するものとする。
- iii) 加盟組織は、書記局から受領した質問書に適切に記入し、これを規定期日内に返送するものとする。また、加盟組織は、その機関紙（誌）、年報、大会報告及びその他の報告書を書記局に送付するものとする。

第34条

連盟の諸委員会及び連盟が代表者を送らなければならない他の会議に関連して支出される経費は、通常、関連加盟組織が支払うものとする。執行委員会は、正当な理由があると判断され、連盟の財政が許す場合には、例外を許可することができる。

組合員の資格の移籍

第35条

- i) I C E Mに加盟する組織の組合員で、他の国に移転するものは、受け入れ国の慣行に従い、当該国の連盟加盟の関連組織に移籍することができる。
- ii) 組合員資格は継続するものと見なされる。但しその場合、移転前の国の組織に対し義務を果たしてきた者に限る。
- iii) 移籍は受け入れ国で登録したのち、直ちに行われなければならない。例外については、受け入れ国の慣行に従い、受け入れ組織がこれを決定するものとする。
- iv) 給付金及び義務は受け入れ組織の規約の定めによるものとする。

その他

第36条

- i) 当該規約の諸事項の解釈に関して意見の相違がある場合には、執行委員会がこれについて決定する権利を有する。このことは、現行の規約に規定されていない如何なる問題に対しても適用される。
- ii) 当該規約の用語に関して不一致がある場合においては、元版参照言語を英語とする。

第37条

当該連盟はその法的存在根拠をスイス国内法におき、スイス市民法第2章第60条から79条に規定されている非営利組織の地位の定義に従って設立された組織である。

当該組織の登録住所はスイス国ジュネーブ市プティランシーである。

第38条

- i) 連盟の自発的な解散は大会のみにより決定することができる。当該決定は、代表が出席している組織の総投票数の5分の4以上の賛成を得なければならない。
- ii) 連盟が解散時において所有するすべての資産の清算についてはその最終大会がこれを決定する。
- iii) 連盟が解散される場合、残存する資産はいかなる場合においても、当該連盟の発起組織の下に帰属することはできない。しかし、当該資産は、連盟と同様の目的を遂行する機関に移行されなければならない。

第39条

大会は連盟の規約を修正する権限を有する唯一の機関である。規約の改正についての決定は大会に出席する加盟組織が投じた総表決数の、少なくとも3分の2以上の過半数を得なければならない。

付記 I

ICEM組織対象産業部会一覧

以下の産業の製造及び生産に従事する労働者、総合職、事務職、科学職、専門職、監督職、及び技術職の従業員を組織対象とする。

- I. エネルギー産業
第一次及び第二次エネルギーすべての採掘、生産、発電、精製、及び供給
- II. すべての鉱業及び採石産業
黒炭、褐炭、金属及び非金属ミネラルの採掘、採収及び加工
- III. 化学産業及びバイオ科学産業
化学元素、化合物、化学製品、医薬品、化学技術製品、石油化学製品、農薬、プラスチック、プラスチック製品及び合成物、並びに化学繊維の製造と精製並びに研究バイオテクノロジー、あるいは遺伝因子工学技術を使用してできる製品並びに素材の研究と製造
- IV. パルプ及び製紙産業
パルプ、紙、厚紙、包装紙ならびにその他の製紙製品及び厚紙製品の研究、生産及び加工
- V. ゴム産業
合成ゴム、合成物及び天然ゴム並びに合成ゴム製品の研究、生産及び加工
- VI. ダイヤモンド、ジュエル、装飾品及びジュエリー産業
ダイヤモンド及びジュエルの分類、研磨、真珠養殖とセッチング、ジュエリー製造
- VII. ガラス、セメント及び関連産業
板ガラス、ガラス容器、ガラス繊維、家庭用ガラス製品および工業用ガラス、及びその他すべてのガラス製品；各種陶磁器、土器及びセラミック素材、合成物ならびに製品；セメント、非金属鉱物、合成物及び製品の研究、生産及び加工
- VIII. 環境サービス産業
廃棄物処理、回収、汚染管理、再生利用、浄化及び保守、洗濯業、ドライクリーニングならびに衛生サービス、用務及び警備関連産業
- IX. サービス及びその他の産業
他の国際産業別組織（I T S）の組織対象産業の範疇に入らないサービス及びその他の産業部門

ICEM大会議事運営規則

- (1) 大会議長団は議長、副議長、および書記長で構成される。議長あるいは議長の要請に基づき、副議長のうちの一人が大会中の会期の議長を務める。議長団は大会の議事進行に関する問題を決定し、大会に提出された提案の取り扱い方法を決定する。
- (2) 資格審査委員会は内部会計監査委員会委員によって構成される。表決権は規約（特に第6、9、10及び15条）に基づき、資格審査委員会の勧告を経て、大会によって決定される。一切の表決権は大会によって承認される前に、資格審査委員会の勧告を経たうえ議長団によって決定される。
- (3) 大会は表決検査人として10名の代議員を選出する。表決検査人の任務は投票数を数え、大会の報告の正確さを確認することにある。
- (4) 発言を希望する代議員は、その旨を文書で要請しなければならない。すべての発言は演壇から行われなければならない。各発言の最高時間は10分とし、各代議員は各議題に関して1回だけ発言することが許される。議長団の提案説明は例外とする。代議員が大会の審議に使用されていない言語を使うことを希望する場合は、当人は規約で認められている言語の一つで書かれた発言内容の原文を事前に大会書記局に提出しなければならない。
大会開催年度分の加盟費納入を全額免除された加盟組織を代表するオブザーバーは代議員と同様、発言権を持つ。
特に時間不足が明らかな場合には、議長はこのような制限を変更することができる。
- (5) 他の発言者の不謹慎を議長団に対して抗議する場合の審議は、支持者1名及び反対者1名の各々に対して最高限5分の発言が許される。その後、議長はその問題に決定を下す。議長は、最低5ヶ国の代議員から異議申し立てを受けた場合、自らが下した採決を大会の表決に附す。
- (6) 大会期間中に提出される提案は、最低5ヶ国の代議員によって指示された場合にかぎり審議される。そのような提案は規約に定められた言語のうちの一つで書かれた文書で大会に提出されなければならない。
- (7) 役員選挙は無記名投票あるいは点呼投票で行われる。最低2ヶ国の代議員が無記名投票ないしは点呼投票を要請しない限り、その他の問題について、議長はその代わりに举手表決を行うことができる。決定を有効にするためには、表決権が承認されているすべての加盟組織の投票総数の内、少なくとも半数が投票されなければならない